

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援等）
当社は、モビリティ事業を中心に、交通事業者、システム開発会社、大学、自治体等との連携によるオープンイノベーションを推進しています。実証事業や共同事業等を通じて、取引先の技術や知見を活かしたサービス創出に取り組み、サプライチェーン全体での付加価値向上と共存共栄を目指します。
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
当社は、AIやデータ活用を前提としたサービス運営を通じ、取引先と連携したIT実装の高度化に取り組んでいます。モビリティ運行やサービスに関するデータの活用や運用面での助言を通じて、業務効率化とサービス品質向上に貢献します。
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）
当社は、モビリティ分野における脱・低炭素化を重要なテーマと位置付けています。EV導入や効率的な運行設計、公共交通機関の利用促進等に関し、取引先と連携した取組を進め、環境負荷低減と持続可能な事業運営に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

2026年1月8日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

WILLER 株式会社

企 業 名

代表取締役 村瀬 茂高

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。